

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和元年度 第3回）議事録

- 1 開催日時 令和元年11月15日（木） 午後2時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	在 原 昌 秀	委 員	中 村 隆
委 員	大 岩 み さ 子	委 員	菅 野 美 穂
委 員	三 木 善 久	委 員	石 川 尚 子
委 員	山 本 美 津 子	委 員	天 野 恵 子
委 員	大 海 高 子	委 員	岸 勇 介
委 員	神 川 律 子		

（欠席委員）

副会長	立 川 久 雄	委 員	山 中 太 郎
委 員	渡 邊 彰 浩	委 員	佐 藤 博 文

- 4 出席職員

福祉部長	今 関 磨 美	介護保険課 管理班 副主査	四 宮 里 江 子
福祉部 参事 [高齢者支援課長]	野 呂 幸 晴	介護保険課 管理班 主任主事	白 井 聖 人
介護保険課長	石 井 正 則	介護保険課 認定・給付班長	森 本 芳 弘
介護保険課 副課長[管理班長]	川 西 正 宏	高齢者支援課 上席保健師 [地域包括支援班長]	一 色 弥 生

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	0 人
------	-----	------	-----

- 6 議題

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定について
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の公募結果等について
- (3) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) 介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況について
- (6) その他

- 7 議 事

事務局 (石井課 長)	<p>出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、渡邊委員、山中委員、佐藤委員及び立川委員から所用のため欠席との報告を頂いており、ただいまの出席委員は11名でございます。従いまして、過半数の出席があり、協議会規則第4条第2項の規定によ</p>
-------------------	---

	<p>る定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、令和元年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事前に郵送させて頂きました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>【郵送資料の確認】</p> <p>それでは次第によりまして、会議を進めて参ります。</p> <p>在原会長、ごあいさつをお願いいたします。</p>
在原会長	【あいさつ】
事務局 (石井課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、在原会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、在原会長、よろしくをお願いいたします。</p>
在原会長	<p>議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (石井課長)	<p>本日の会議は、公開でございます。市のホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解いただきたいと思います。</p> <p>なお、議題(1)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定におきましては応募法人の保護の観点から、法人の権利利益を害する部分については非公開とさせていただきます。</p> <p>なお、会議録につきましては、委員の皆様へ送付しました後に、公開させていただきます。</p>
在原会長	<p>それでは、議事に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め6件でございます。会議次第をご覧ください。各議題について、ご説明いたします。</p> <p>議題(1)は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定について、先ほどもありましたけれども、応募事業者からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行った後に、委員の皆様へ採点していただき、その採点結果により事業者を選定しようとするものです。</p> <p>議題(2)は、小規模多機能型居宅介護事業(令和元年度指定分)の公募結果等について、報告を受け、ご意見を頂くものでございます。</p> <p>議題(3)は、先ほども申し上げましたが、審議案件で、令和元年度</p>

	<p>指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、説明を受け、ご審議いただくものです。</p> <p>議題（４）は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（５）は、介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備状況について、報告を受けるものです。</p> <p>議題（６）は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものでございます。</p> <p>議事の進行ですが、議題ごとに事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>まず、議題（１）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定について」、本件は、先程ご説明いたしましたけれども、応募事業者からの説明を聞き、質疑応答を行った後に、委員の皆様は、採点表を用いて点数をつけて頂くものです。</p> <p>まず、採点方法等について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 （石井課長、白井主任主事）</p>	<p>【議題（１）の採点方法等に関する説明】</p>
<p>在原会長</p>	<p>今、説明のあった、採点方法等について、なにか質問等がありますか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑等なし）</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について、サテライト型の訪問看護の説明もあり、一体型と連携型があるようですが、その点も含め、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （白井主任主事）</p>	<p>お配りいたしました資料の２ページ目をご覧ください。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、対象となるのが要介護１から要介護５の方となっております、ケアプランに基づいて決まった時間に自宅を訪問する「定期巡回」、利用者や家族の電話等を受けて相談に対応する「随時対応」、必要に応じてご自宅を訪問する「随時訪問」、医師の指示を受け看護師が訪問する「訪問看護」、以上の４種類のサービスを提供するものとなっております。</p> <p>住み慣れた地域で生活を継続するための在宅サービスのひとつとして、介護保険事業計画に位置付け、事業者の公募を行ったもので、サー</p>

	<p>ビス例を資料に記載しております。</p> <p>形態としては、「一体型」と「連携型」の2種類ございまして、「一体型」は、同じ事業所に訪問看護の看護師が配置されているもので、「連携型」は、事業所には看護師がおらず、別の訪問看護事業所と契約を結びその訪問看護事業所に訪問を依頼するかたちになります。</p> <p>なお、今回応募があった事業所は、訪問看護事業所を併せて袖ヶ浦市に展開しまして、そこと連携してサービスの提供を行うとのことです。</p>
事務局 (石井課長)	<p>今回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1つの法人で、別の事業所として、訪問看護事業所を展開するとのことです。訪問看護事業所は、袖ヶ浦市には現在1事業所しかいないため、訪問看護事業の充実も図れることとなります。</p>
在原会長	<p>一体型と連携型を比べると、一体型のほうが良いように見えるけれども、訪問看護事業所もサテライト型で進出することで、訪問看護事業の充実も図れると。また、同じ法人で運営することで、一体型に近い形と同じように展開できると思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局 (石井課長)	<p>連携型ですと、事業所は別になりますが、利用者にとって違いはなく、特に今回の事業所は同じ法人の運営ですので、形式上は連携型ですが、一体型に近いものと考えております。</p>
在原会長	<p>連携型で別法人が経営する場合は難しいところもあるかもしれませんが、同じ法人の運営ということで、連携型のデメリットはないということでしょうか。</p>
事務局 (石井課長)	<p>特にはないと思います。メリットとして、会長のおっしゃるとおり、同じ法人であれば両事業所の意思の疎通が十分とれること、さらに、訪問看護事業所として単体の利用も図れると考えております。</p>
在原会長	<p>ほかに質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事業者によるプレゼンテーションに移らせて頂きます。</p> <p>私も採点する委員の1人ですので、採点が終了するまでは、進行を事</p>

	務局にお願いします。
事務局 (石井課長)	<p>それでは、事業者を呼んで参りますので、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">【事業者入室】</p> <p>では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に応募いただきました、合同会社BMOのプレゼンテーションを開始します。時間は15分以内となっております。よろしくおねがいします。</p>
事業者	<p style="text-align: center;">【プレゼンテーション】</p> <p>(袖ヶ浦市情報公開条例第8条第1項第2号の規定により非公開とする。)</p>
事務局 (石井課長)	プレゼンテーションは終了いたしました。引続き、ヒアリング、質疑を行います。プレゼンテーションを受けまして、事業所へ質問がある委員の方、挙手をお願いいたします。
大海委員	BMOさんは、現在、木更津で居宅介護支援や訪問介護を手がけられているとのことですが、利用者はどれくらいいらっしゃいますか。
事業者	利用者ですけれども、現在、訪問介護が59名、居宅が50名という形で行っています。
大海委員	ケアマネージャーは何人いらっしゃいますか。
事業者	ケアマネージャーは、現在、正社員1名とパート1名ですけれども、もう1人産休中の職員がおりまして、来年の7月に復帰予定となっております。
大海委員	BMOさんの現在の介護事業所は木更津市の畑沢ということで、隣の市ですけれども、少し距離がありますが、その点は大丈夫でしょうか。
事業者	袖ヶ浦に住んでいる職員もおりますし、会社で袖ヶ浦出店の話もしており、職員からは、距離は問題ないという回答を得ております。弊社としては、提供地域を4市としており、もともと、袖ヶ浦にもサービスを提供しておりますので、抵抗ないものと考えております。
中村委員	今後、袖ヶ浦市ではニーズ、利用者は何人くらいで、職員は何人くら

	<p>いと考えているのでしょうか。職員が足りなくなることはないでしょうか。</p> <p>また、役員会議が月1回となっていますが、役員はお1人となっています。1人の判断で経営方針を決めているのでしょうか。</p>
事業者	<p>まず、役員会議につきましては、弊社では運営会議と呼んでおりまして、各部署のトップで運営について協議しております。役員1人で決めるのではなく、組織として決定しています。</p> <p>また、袖ヶ浦市でのニーズにつきましては、訪問介護、弊社で行っている環境で、そのまま同じ職員が入るということを考えています。新たに募集する職員もおりますけど、既存の職員、訪問ですと正社員4名とパート8名で回していますので、空いているところに入ってもらうことになります。</p> <p>介護事業所は人材不足というところも多いですけれども、常に人材確保については努めてまいります。</p>
在原会長	<p>平成26年に訪問介護事業所を開設されて、その後居宅介護支援、また障がい者のサービスを展開されて、今年の7月に訪問看護ステーションを開設とのことで、事業を拡大されていて頼もしい部分もあるのですけれども、急な事業拡大のようにも感じられます。現在の訪問看護ステーションの状況や、経営状況的にどうなのかお聞かせ願いたい。</p> <p>また、医療介護分野は人材の確保が大変だと思いますが、職員確保の見込みについてお話しいただきたい。</p>
事業者	<p>まず、事業拡大の影響ですけれども、訪問看護事業は、県の助成金をいただきながら立ち上げました。かずさ圏域に訪問看護事業者が少ないという状況がありまして、県とも相談いたしまして事業を展開いたしました。初期には利用者が少なく赤字が出ましたが補助金で補える範囲でした。</p> <p>あと、人材確保については、袖ヶ浦に進出するに当たりまして、すでに広告を出しておりまして、それ以外にも、広告を出す前から人づてに広まっていることもありまして、問い合わせが来ている状態です。看護師につきましては3名ほど相談をいただいている状態です。今後面接を行い、事業にあった方を採用していきたいと考えております。</p>
在原会長	<p>情報管理システム「スマケアプランナー」と、通報受信システム「スマケアオペレーター」という記載がありますが、具体的な内容をお話し願えないでしょうか。</p>

事業者	<p>患者さんや利用者さんのお宅に通報装置、箱形の緊急通報装置のようなものを置きまして、ボタンを押すとオペレーターと通話ができるようになっております。オペレーター側は、固定電話と携帯電話を随時切り替えられるようになっております。お話をして緊急性がありましたら、随時、訪問介護で対応いたしますし、緊急性がない場合、寂しくて押しちゃったという事もあるようですので、その場合は電話対応のみで終わるといった形になります。</p> <p>また、携帯電話から、訪問の予定と実績を入力できるシステムになっていて、全職員がパスワードを入れれば確認できます。</p> <p>なお、セキュリティについては、クラウドを使っており、暗号化しているため問題ありません。さらに、携帯電話を紛失した場合、遠隔操作でそのIDを使えなくすることもできます。</p>
岸委員	<p>配置が、常勤4名とオペレーターとなっておりますが、出勤はどれくらいになるのでしょうか。</p>
事業者	<p>3から4名になると想定しています。当初は利用者を抑えて、徐々に増やしていく計画になっています。</p>
岸委員	<p>夜勤の関係で、勤務体制はどのように考えていますか。</p>
事業者	<p>3交代にするか、2交代にするか、まだ決定しておりません。8時間3交代のほうが現実的かとも思っていますが、職員の話聞き、今後決めていくつもりです。</p>
神川委員	<p>法人の前向きな姿勢がよく伺えました。</p> <p>日々の利用者とのやり取りや微妙な変化等について、情報の共有はどのように行っていくのか。目標に掲げている「お客様の心を意識する」ためには、システムを使いながら、プラスアルファが必要ではないかと感じますが。</p>
事業者	<p>利用者様の状況ですが、現在、職員やご家族がパスワードを入れれば確認できるようなシステムを導入しています。そこに入力すると、関係者にメールが行くようになっております。また、利用者様の家に連絡ノートをおき、そこに記入しておく、また、それでも確認ができないようなケースは電話で伝えておくようなこともしております。</p>

<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、質疑等、出尽くしたようですので、ヒアリングを終了いたします。</p> <p>【事業者退室】</p> <p>委員の皆様、これから、採点表の記入をお願いします。</p> <p>採点を終えたら、採点表を事務局に提出いただき、集計をいたしますので、その間、休憩をお取りいただきたいと思います。</p> <p>採点表をご記入いただきましたら、挙手いただければ、職員が取りに伺います。採点の集計結果につきましては、15時25分に報告させていただきますと考えておりますので、休憩をお取りいただいて、この部屋にいていただいても、外に出ていただいても結構です。15時25分から集計結果を報告したいと思います。</p> <p>【採点表の記入、休憩】</p>
<p>在原会長</p>	<p>皆さんお揃いで、採点集計結果も出ましたので、会議を再開いたします。事務局から、採点の集計結果を報告願います。</p>
<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>集計結果は、お配りしました集計表のとおりで、総得点が787点となりました。従いまして、660点以上であるため、今回の事業者は、採用となります。</p> <p>なお、応募申込書類のファイルは、法人情報が記載されているため、回収させていただきます。また、採点集計表も併せて回収させていただきます。</p> <p>【応募申込ファイルおよび採点集計表の回収】</p>
<p>在原会長</p>	<p>委員のみなさん、採点ご苦労様でした。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定については、採点の結果、合同会社BMOを採用することとなりました。</p> <p>次に移らせて頂きます。</p> <p>議題(2)「小規模多機能型居宅介護事業(令和元年度指定分)の公</p>

	募結果等について」、事務局の報告を求めます。
事務局 (白井主任主事)	【議題（２）に関する報告】
在原会長	応募は無かったけれども、検討している事業者があるということで、今後応募があるかもしれないということですね。
事務局 (石井課長)	事業者から問い合わせはいただいておりますが、直近で着手できるという状況ではなく、将来的に考えているという話です。 今、担当が申しましたとおり、地域密着型の特養やグループホームとの併設なら運営しやすいという話も聞いていますが、現在の事業計画では、単独での整備となります。今後も応募がないようでしたら、次期計画策定の中で、様々な方策を検討していきたいと考えております。
在原会長	ありがとうございます。応募は無いけれども光は見えてきているのかなと思っております。 他に質疑、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。 (質疑等なし) 無いようですので、次に移らせて頂きます。 次に、議題（３）「令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、本件は審議案件ですので、審議の後に採決をいたします。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (一色上席保健師)	【議題（３）に関する報告】
在原会長	ありがとうございました。それでは、質疑やご意見をお受けいたします。 ありましたらお願いします。 (質疑等なし) よろしいでしょうか。

	<p>無いようですので、採決に移らせて頂きます。「令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成です。これによりまして、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については、承認されました。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。</p> <p>議題(4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (一色上 席保健 師)	【議題(4)に関する報告】
在原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑あるいはご意見がございましたらお願いいたします。</p>
中村委員	<p>指定期間が7年間あるようですが、その間に、事業所の監査はあるのでしょうか。</p>
事務局 (一色上 席保健 師)	<p>市で指定する総合事業の事業所は、介護事業所として県か市の指定を受けております。介護事業所として指定権者から受ける監査の結果を持って、総合事業としても確認することも想定されます。</p>
事務局 (四宮副 主査)	<p>地域密着型サービス事業所については、概ね6年に1度、実地指導を行うこととしております。袖ケ浦市では6年間に2回は指導を行うよう計画を立てております。</p>
在原会長	<p>県が指定したサービスは県が指導するということですね。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>無いようですので、次に移らせて頂きます。</p> <p>次に、議題(5)「介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問</p>

	介護看護事業所の整備状況について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (石井課長、川西副課長)	【議題（５）に関する説明】
在原会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 次回の会議では、併設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、審査するというのでしょうか。
事務局 (石井課長)	すでに決定されていますので、次は指定を行います。併設となっている介護老人福祉施設を見ていただくことも考えております。
在原会長	他に質疑はありませんか。 (質疑等なし) 無いようですので、次に移らせて頂きます。 最後に、議題（６）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。 (発言なし) よろしいでしょうか 事務局から何かありますか。
事務局 (川西副課長)	【次回開催（１月２３日）の連絡、報酬等振込みの連絡】
在原会長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせて頂きます。議事進行にご協力を頂き、ありがとうございました。
石井課長	在原会長、ありがとうございました。 以上をもちまして、令和元年度第３回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 長い時間、ご協力ありがとうございました。

令和元年度 第3回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和元年11月15日（金）
午後2時00分
場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の選定について
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の公募結果等について
- (3) 令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) 介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況について
- (6) その他

4 閉 会

指定地域密着型サービス事業者

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）整備・運営事業者

選定について

1 事前の資料配布

- ①指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）整備・運営事業者選定の進め方
- ②採点表（別紙）
- ③令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書類一式（別ファイル）
【※事業者の法人情報等が記載されておりますので、厳重に保管し、取扱いにご注意ください。また、令和元年11月15日（金）の会議後に回収いたしますので当日必ず持参してください。】
- ④令和元年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）

2 経緯

第7期介護保険事業計画（以下、「計画」という。）において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を位置付けており、令和元年9月17日から公募を行ったところ、令和元年10月25日付で合同会社BMO（以下、「事業者」という。）より令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書が提出されました。

つきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の皆様には、令和元年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）に基づき、令和元年11月15日開催第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会において、事業者応募書類、事業者によるプレゼンテーション、事業者へのヒアリングにより採点（別紙）をしていただきます。

なお、採点方法等については、3ページ以降の内容をご参照ください。

3 事業者の概要

事業者名	合同会社 BMO
事業者住所	木更津市貝渕 1-14-29
代表者	新沼 徹（代表社員）
整備予定事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
整備予定地	袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10 号
備考	賃貸物件の一室に、増築等を行わずに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する予定。また、別室にサテライト型の訪問看護ステーションを設立予定。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とは

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とは、要介護 1～5の方を対象とし、ケアプランに基づいて、決まった時間に訪問する「定期巡回」、利用者や家族からの電話等を受ける「随時対応」、必要に応じて訪問する「随時訪問」、医師の指示に基づき看護師が訪問する「訪問看護」の 4 種類のサービスを提供する事業所です。市としては、高齢で介護が必要となっても自宅で生活し続けるためのサービス拡充を図るための在宅介護サービスとして、計画に整備を位置付けたものです。

サービス種類	サービス概要	サービス例
定期巡回サービス	決まった時間にヘルパーが自宅を訪問し、必要なサービスを提供するもの	「起床・就寝介助」、「食事介助」、「排せつ介助」、「安否確認」など
随時対応サービス	専用のオペレーターが利用者や家族のご相談に 24 時間 365 日体制で対応するもの	「相談対応」など
随時訪問サービス	オペレーターから指示を受けたヘルパーが自宅を訪問し、必要なサービスを提供するもの	「転倒やベッドからの転落などへの対応」、「急な排せつ介助」など
訪問看護サービス	医療的なケアが必要な方に対し、医師の指示を受けた看護師が訪問するもの	「身体状況の観察」、「床ずれの処理」、「服薬管理」など

5 事業者選定の進め方

- (1) 事業者選定に係る採点表等の確認及び採点方法の説明
…配布した採点表等の確認や採点方法について説明をさせていただきます。
- (2) 事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング
…事業者による15分のプレゼンテーションの後、疑問点等についてヒアリング（質疑応答）を行っていただきます。
- (3) 事業者選定に係る採点
…採点については、採点表（別紙）に基づき採点をしていただきます。
- (4) 事業者選定に係る審査の採点集計
…ヒアリング終了後、採点表を回収し、事務局で採点集計を行い、結果を報告します。

項目	所要見込時間
・応募事業者選定に係る採点方法等の説明	5分
・事業者によるプレゼンテーション	15分
・事業者へのヒアリング	10分
・事業者退席	
・採点	10分
・採点表の回収・集計、休憩時間	15分
・採点表集計結果の報告	5分

6 選定方法について

募集要項における申請書類（公募申込書等）の各事項において、事業所の運営方針や理念及び取り組みに係る熱意等を基本に事業所が遵守すべき基準の理解、事業展開が可能であるかを審査していただきます。

採点については、採点表（別紙）を使用し、応募書類や令和元年11月15日（金）のプレゼンテーション及びヒアリングを基に行っていただきます。

- (1) 採点者は袖ヶ浦市介護保険運営協議会の委員です。（最大15名）
- (2) 標準は「可」で、優れている点があれば加点、劣っている点があれば減点してください。
- (3) 集計後、「7 選定基準について」に基づき、事業者を決定します。

7 選定基準について

(1) 100点満点とします。

(2) 事業者の選定においては、今回は応募事業者が1者ですが、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において総得点が「出席委員数×100点（満点）×60%」以上であることを条件とします。

8 採点にあたって事務局よりお願い

委員の皆様におかれましては、応募書類、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより採点をしていただきますが、事前に送付する応募書類（別ファイル）をご覧ください、ある程度の採点をしておいていただいたうえで、運営協議会でのプレゼンテーション及びヒアリング等で疑問点等を確認し、最終的な採点としていただくようお願いいたします。

※ 審査項目毎に、配点の範囲内で採点してください。
 基本は、「可」で、優れていることがあれば加点、劣ったところがあれば減点してください。

申請事業者名		合同会社BMO		評価年月日 令和元年11月15日					採点者氏名：	
大項目 審査基準	中項目 (評価項目)	採点基準	評価点	非常に優 れている	優れてい る	可	劣る	非常に劣 る	評価するポイント(例)	
①運営理念及び基本方針 参照応募書類 NO. 5、8、9	・本公募に応募した理由	本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。		5	4	3	2	1	介護福祉の基本理念を踏まえた応募動機であり評価できる場合等(高)。介護福祉の理念が感じられない場合等(低)。	
	・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針	地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。		5	4	3	2	1	方針・理念が明確であり、それに基づく事業展開が計画されている場合等(高)。方針・理念が明確ではない場合等(低)。	
	・サービスの質の向上に対する考え方、取り組み	利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取り組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	サービス内容に獨創性・創意工夫が見られかつ現実的である場合等(高)。サービス内容について、いろいろ盛り込まれているが、人員配置等から実現は難しいと考える場合等(低)。	
	・利用者に対する取り組み・考え方	利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	どの項目も具体的・明確に計画されている場合等(高)。苦情処理体制などが具体的に考えられておらず不安がある場合等(低)。	
満点 20 点										
②事業内容の具体性 参照応募書類 NO. 12～17	・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール	事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。		5	4	3	2	1	手続き等に十分時間がかけられており、開設まで余裕を持って計画されている場合等(高)。他法令等の手続きが多く、開設までの期間に余裕がない場合等(低)。	
	・事業所の確保	事業所の確保(所有又は賃貸)が確実に見込まれるか。		5	4	3	2	1	事業用地の確保が確実に見込める場合(高)。事業用地の確保が不透明である場合等(低)。	
	・事業所の立地状況	事業所から利用者宅への訪問に係る時間が適切であるか。		5	4	3	2	1	事業所予定地から、通常の事業実施地域に概ね30分以内で訪問できる場合等(高)。事業所予定地から、通常の事業実施地域への訪問に大幅な時間を要する場合等(低)。	
	・事業に必要な機器等確保状況	利用者情報等を蓄積する機器、利用者からの通報を受ける通信機器等が、適切に備えられているか。		5	4	3	2	1	オペレーションシステム等が適切に設置される場合等(高)。オペレーションシステム等が設置されていない場合等(低)。	
満点 20 点										
③財源の確保・採算性について の考え方 参照応募書類 NO. 6, 20, 21	・財源の確保	事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。		5	4	3	2	1	自己資金比率が高く整備資金について不安がない場合等(高)。借入れが多く不安がある場合等(低)。	
	・採算性	事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。		5	4	3	2	1	開設後の採算性について詳細・具体的にシミュレーションされている場合等(高)。開設後の採算性について見込みが甘く不安がある場合等(低)。	
満点 10 点										
④安全・安心への対策 参照応募書類 NO. 9	・緊急時等の対応	緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策が図られていることが認められるか。		5	4	3	2	1	緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策等が適切に整理されている場合等(高)。緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策等に不安がある場合等(低)。	
	・衛生管理	衛生管理対策が図られていることが認められるか。		5	4	3	2	1	衛生管理や対策が適切に行われている場合等(高)。衛生管理や対策が不透明で不安がある場合等(低)。	
満点 10 点										

※事業者の選定については、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において、総得点が「出席委員数×100点(満点)×60%」以上であることとします。

※ 審査項目毎に、配点の範囲内で採点してください。
基本は、「可」で、優れていることがあれば加点、劣ったところがあれば減点してください。

申請事業者名		合同会社BMO		評価年月日 令和元年11月15日					採点者氏名：	
大項目 審査基準	中項目 (評価項目)	採点基準	評価点	非常に優 れている	優れてい る	可	劣る	非常に劣 る	評価するポイント(例)	
⑤人材の確保・育成への対策 参照応募書類 NO. 9、18	・人材の確保	人材確保に対する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	人員配置予定の職員が確実に確保されると見込まれる場合(高)。人員配置予定の職員の確保に不安がある場合(低)。	
	・人材の育成	職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	具体的な研修計画があり、様々なテーマの設定等がされている場合等(高)。職員採用後のスキルアップ等について考えられていない場合等(低)。	
満点 10 点										
⑥地域住民の理解・支援の状況 参照応募書類 NO. 9	・地権者等の同意	事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。		5	4	3	2	1	地権者から問題なく同意が得られる見込みがある場合等(高)。今後も具体的に同意を得られる見込みがない場合(低)。	
	・地域への説明	事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。		5	4	3	2	1	地元説明会の開催や、問い合わせ等にも真摯に行う姿勢が認められる場合等(高)。地元説明会の開催や、問い合わせ等にも真摯に行う姿勢が認められない場合等(低)。	
満点 10 点										
⑦地域等との連携 参照応募書類 NO. 8、9、17	・地域との連携	地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	地元自治会等の行事等への参加や地域との連携を積極的に図ろうとしている場合等(高)。地元自治会等の行事等への参加や地域との連携に積極的でない場合等(低)。	
	・介護・医療連携推進会議	介護・医療連携推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。		5	4	3	2	1	介護・医療連携推進会議の設置に積極的に取り組む姿勢が伺える場合等(高)。介護・医療連携推進会議の設置に消極的な場合等(低)。	
	・医療機関や高齢者施設等との連携体制	協力医療機関、他の高齢者施設等との連携体制が図られていることが認められるか。		5	4	3	2	1	緊急時等、協力医療機関との連携体制が十分に図られている場合等(高)。協力医療期間が地理的に遠いなど、連携体制に不安がある場合等(低)。	
	・介護と看護の連携体制	介護と看護の連携体制が図られていることが認められるか。		5	4	3	2	1	訪問介護と訪問看護を適切に行い、相互での連携も適切に取れることが認められる場合等(高)。訪問介護と訪問看護を適切に行い、相互での連携も適切に取れることが認められない場合等(低)。	
満点 20 点										
評価点合計 (満点100点)										
選定委員意見欄										

※事業者の選定については、袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員の採点において、総得点が「出席委員数×100点(満点)×60%」以上であることとします。

令和元年度

袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業)

令和元年9月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業者の資格	1
4	公募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	4
7	応募に当たっての留意点	5
8	禁止事項・欠格事項	6
9	質問及び回答	7
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	公募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護保険サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

年度	地域密着型サービスの種類	整備数	日常生活圏域
令和元年度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	市内全域

※ 一体型、連携型とも応募可能で、選定に当たっては一体型、連携型のどちらかを加点するということはありません。

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14、15ページ）を参照してください。

※ サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であることが望ましいです。

3 応募事業者の資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員(就任予定者含む)等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 事業所の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると思われる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 法令等の順守

- ① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。
 - ・袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
 - ・袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
 - ・袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）
- ② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- ③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を順守すること。

(3) 事業の開始

令和 2 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	令和元年9月17日(火)～ 令和元年10月25日(金)
質問の受付期間	令和元年9月24日(火)～ 令和元年9月30日(月)
事前協議申出書受付期間	令和元年10月7日(月)～ 令和元年10月11日(金)
応募書類受付期間	令和元年10月21日(月)～ 令和元年10月25日(金)
書類審査	～令和元年11月8日(金)
介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)におけるプレゼンテーション及びヒアリング	令和元年11月15日(金)
事業者の決定	令和元年11月下旬
開設3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設2ヶ月前	事業所指定申請(介護保険法)
開設1ヶ月前	介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)の開催 事業所指定

※ 受付時間は、午前9時から午後4時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

① 受付期間

令和元年10月7日(月)から令和元年10月11日(金)まで

午前9時から午後4時まで(時間厳守)

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

(2) 応募書類の提出

本公募への応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者が応募書類を提出してください。

① 受付期間

令和元年 10 月 21 日（月）から令和元年 10 月 25 日（金）まで（祝日は除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問い合わせ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

<提出場所及び問い合わせ先>	
袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班	
〒299-0292	
住所	袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
電話	0438 (62) 3158
F A X	0438 (62) 3165
Eメール	sode73@city.sodegaura.chiba.jp

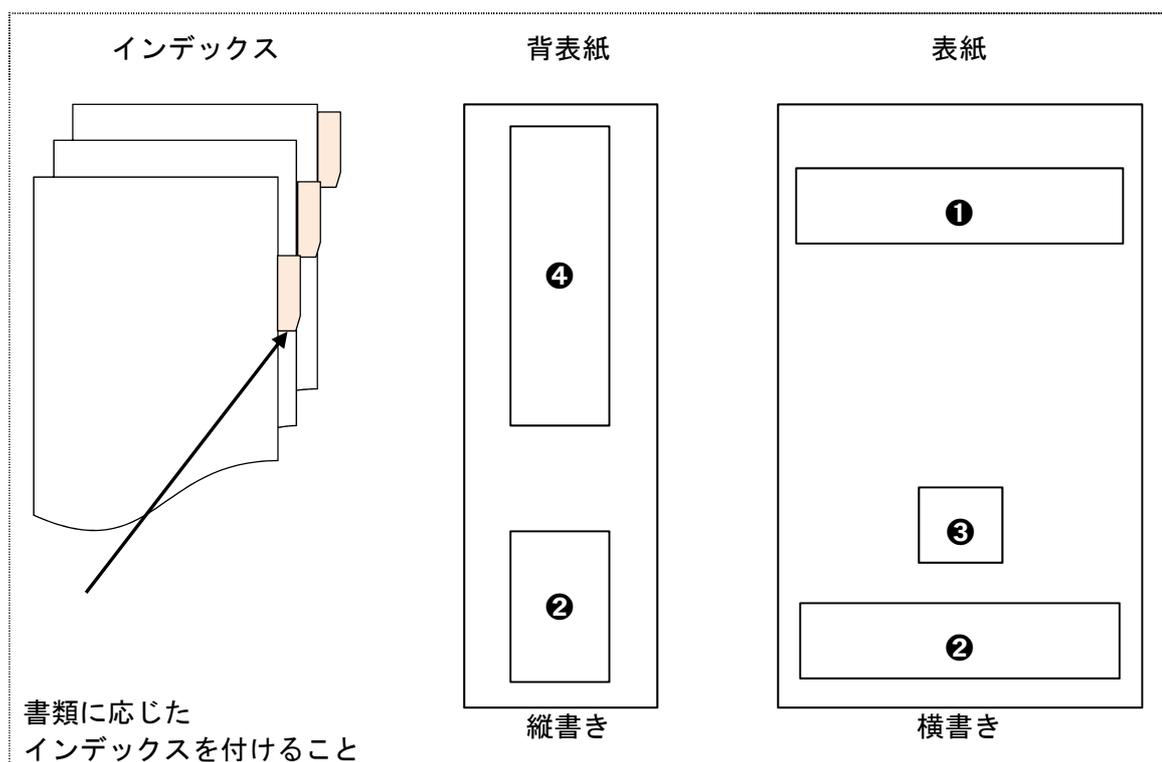
④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。

- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となりますので、注意してください。
- ・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。
- ・提出書類の体裁は、次のように整えてください。
 - 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
 - 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
 - 全体をバインダー等で綴り、表紙に、「令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者名の見出しを付け、背表紙には「令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
 - 提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズの場合はA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

- ① 令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書
- ② 事業者名
- ③ 正本又は副本の区分
- ④ 令和元年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 令和元年 10 月 25 日（金）の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
この点を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 11）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、令和元年 9 月 24 日（火）から令和元年 9 月 30 日（月）午後 4 時までに F A X 又は E メールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式 12）に要旨を簡潔にまとめ、質問票 1 枚に 1 件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て

F A X 0438 (62) 3165

E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、令和元年 10 月 4 日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載します。

10 選定方法

(1) 運営事業者の決定方法

- ① 運営事業者の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点20点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点20点】

・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。

・事業所の立地状況

事業所から利用者宅への訪問に係る時間が適切であるか。

・事業に必要な機器等確保状況

利用者情報等を蓄積する機器、利用者からの通報を受ける通信機器等が、適切に備えられているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点10点】

・緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策が図られていることが認められるか。

・衛生管理対策が図られていることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

・人材確保に対する取組みは期待できるか。

・職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

・事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。

・事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

・地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。

・介護・医療連携推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。

・協力医療機関、他の高齢者施設等との連携体制が図られていることが認められるか。

・介護と看護の連携体制が図られていることが認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業者が1者であったとしても、選定事業者なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

＜注意＞ この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請

内容については、公表しません。)

11 補助金について

施設整備に係る補助金には、千葉県の「介護施設等整備事業交付金」を財源として、市が交付する介護施設等整備事業補助金があります。ただし、この補助金は、令和元年第3回(9月招集)袖ヶ浦市議会において、当該事業補正予算案が否決された場合は交付できません。

なお、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1施設につき 5,670千円	特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1施設につき 10,300千円	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6ヶ月間が上限となります。

12 公募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前3ヶ月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近2年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃借物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	管理（予定）者経歴書	様式 7
11	オペレーター（予定者）経歴書	様式 8
12	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
13	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—
15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	—
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	—
17	事業所建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 9
18	職員の研修計画書 ・職員に対してどのような研修を実施するのか具体的に記載したもの	任意様式

19	事業計画書 ・事業計画書(事業開始から3年間の利用者の見込み) ※当初から100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
20	資金計画書 ・資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・資金調達(自己資金、借入金等) ・借入金返済計画	任意様式
21	収支予算書 ・事業開始から3年間の収支見込(介護報酬等は現行制度によります。) ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
22	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
23	原本証明書	様式10

提出書類は、原則としてA4サイズで作成してください。(図面についてはA3サイズ可)

13 その他の書類一覧

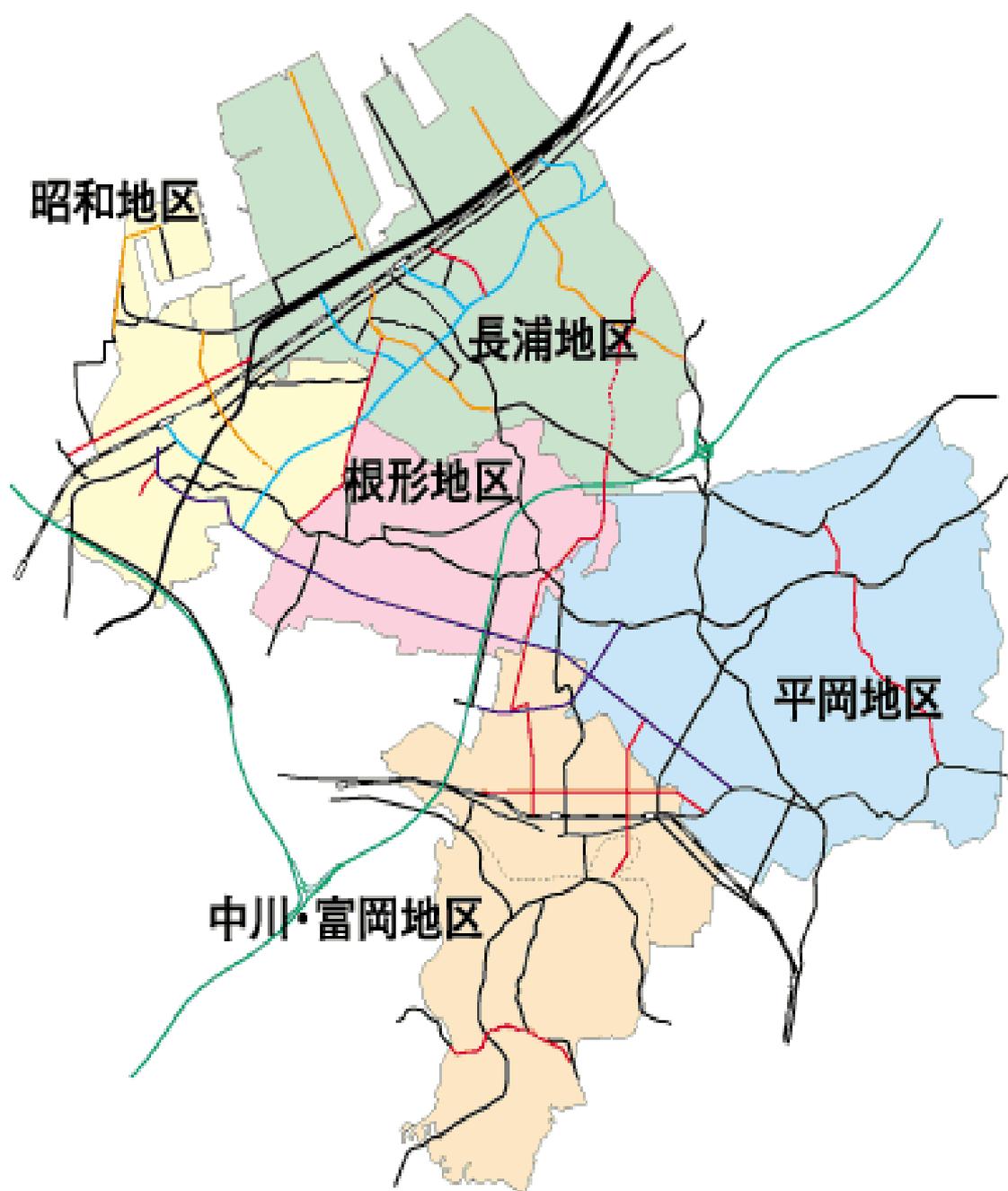
	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式11
2	質問票	様式12

※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



議題（2）小規模多機能型居宅介護事業（令和元年度指定分）の 公募結果等について

1 公募の概要

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスに係る指定地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を整備・運営する事業者の選定を行うにあたり、令和元年7月1日から事業者の再公募を実施しました。

項目	内容
開設年度	令和元年度
整備事業者数	1事業者
定員	29名以下
日常生活圏域	市内全域

2 これまでの経過及び結果

令和元年7月1日から事業者の公募を開始しましたが、令和元年9月20日の応募書類受付期限をもって、今回の公募を終了したものです。

項目	期間	受付件数
募集要項配布期間	令和元年7月1日～令和元年9月20日	
質問受付期間	令和元年7月22日～令和元年8月2日	0件
事前協議申出書受付期間	令和元年8月19日～令和元年8月30日	0件
応募書類受付期間	令和元年9月9日～令和元年9月20日	0件

《過去の状況》

- 平成28年度 応募事業者なし
- 平成29年度 応募事業者なし
- 平成30年度 応募事業者なし

3 再々公募の実施

募集期間等を再設定し、令和元年11月1日より令和2年度整備での再々公募を実施しています。

項目	期間
募集要項配布期間	令和元年11月1日～令和2年2月14日
質問受付期間	令和元年11月25日～令和元年12月6日
事前協議申出書受付期間	令和元年12月16日～令和2年1月10日
応募書類受付期間	令和2年1月14日～令和2年2月14日

議題(3) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う。

●令和元年11月1日現在、44事業所(市内10事業所、市外34事業所)と契約。

令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
45	令和元年11月16日予定	1271102731	居宅介護 結の花	木更津市大和1丁目4-18	令和元年5月1日		柳井 ゆう子	1	医療法人社団 望星会	理事長	白井 哲夫	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-14
46	令和元年11月16日予定	1272402312	介護センターなのはな	市原市中高根699-2	平成22年5月1日	平成22年5月1日	香月 康子	2	企業組合あざみ	代表理事	石川 道子	市原市中高根699番地2

議題 (3) 資料

議題(4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●**介護予防・日常生活支援総合事業**：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●令和元年11月1日現在、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については45事業所、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については36事業所を指定。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
レッツ倶楽部木更津	木更津市 請西1-25-13 カーサフィオーレ1階	第1号通所事業	株式会社もっと健康	代表取締役	愈 昌日	令和元年8月1日	令和7年7月31日
サンライズトレーニング デイ	木更津市 清見台東2-3-1	第1号通所事業	NPO法人BRETHREN ブレスレン	理事長	荒木 太郎	令和元年10月1日	令和7年8月31日

【更新】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
第二グリーンパレス 通所介護事業所	木更津市 長須賀1329	第1号通所事業	社会福祉法人 長須賀保育園	理事長	堀口 文男	令和元年9月1日	令和7年8月31日
木更津ムツミ ヘルパーステーション	木更津市 太田4-12-21	第1号訪問事業	株式会社サービスワン	代表取締役	手代木 正儀	令和元年11月1日	令和7年10月31日

介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備状況

1 整備計画等

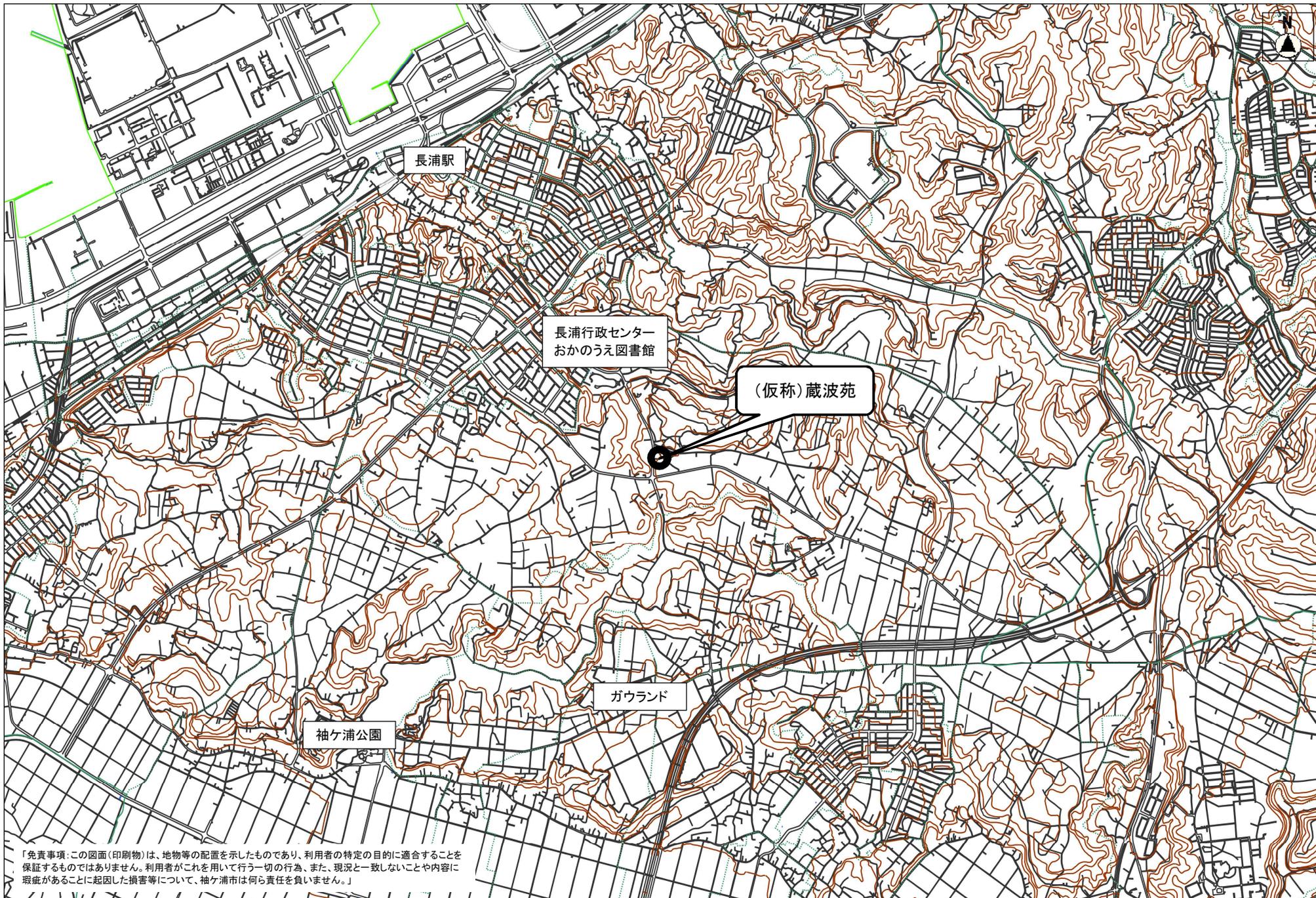
- (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とも、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画で整備を位置付けています。
- (2) 平成29年度に、介護老人福祉施設に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所施設を併設して整備・運営を行う法人の公募を実施し、応募のあった3事業者の中から、庁内選定委員会(H29.8.16開催)で審査し、社会福祉法人永和会を選定しました。

2 法人の概要

項目	内容
法人名	社会福祉法人 永和会
法人所在地	千葉県鴨川市南小町809-1
代表者氏名	理事長 柳生 良雄
法人設立	平成25年
その他 (運営施設)	特別養護老人ホーム南小町(鴨川市)(60床)【H27.4 開設】 認知症対応型グループホーム(鴨川市)(18人)

3 施設の概要

項目	内容
施設名称	(仮称)特別養護老人ホーム 蔵波苑
施設内容	・特別養護老人ホーム:80床(ユニット型:50床、従来型:30床) 《併設事業》 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ショートステイ:10床
開設予定地	袖ヶ浦市蔵波字ニノ堀3037-1 7,324.41㎡
構造	耐火構造 3階建て
延床面積	4,077.21㎡
総事業費	総事業費:1,190,268千円 千葉県老人福祉施設整備費補助金を活用(368,000千円)
竣工年月(予定)	令和元年11月30日
開設年月(予定)	令和2年2月1日(又は3月1日)
その他	特別養護老人ホームの設置認可手続き及び千葉県老人福祉施設整備費補助金の手続きについては、千葉県に対し社会福祉法人永和会が直接行います。



「免責事項：この図面（印刷物）は、地物等の配置を示したものであり、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。利用者がこれを用いて行う一切の行為、また、現況と一致しないことや内容に瑕疵があることに起因した損害等について、袖ヶ浦市は何ら責任を負いません。」

縮尺 1 : 20000

